

伝言票を書く前に

(動物をゆずりたい方に読んでいただきたいこと)

1 譲渡に関するトラブルにお気づけください。

ケース 1. 高齢者に子猫を譲渡したところ、数年後、ゆずり受けた老夫婦が病気による入院で飼えなくなり、引取ってくれる人が見つからなかった。

ケース 2. ゆずり受けた人が連絡先や住所を明らかにしなかったが、気にせず譲渡したところ、後日、販売目的の業者であることが判明し、トラブルになった。

注意：ゆずり受ける人の住所、氏名、連絡先を記入してもらうこと。

ケース 3. マンション住まいの家族に小型犬を譲渡したところ、吠え声の苦情があり、犬を返したいとの相談を受けることになってしまった。

注意：ゆずりうける前に、マンションのオーナー等に話をしておくこと。

2 譲渡の申し込みがあったら

- 1) 高齢者世帯の場合、ペットは長生きしますので後のことも考えて譲り受けましょう。
ペットは長生きです。(犬：12～20 年、猫：15～20 年)
- 2) 譲渡後のペットに関する情報交換が可能です(互いの連絡先を明示)。
ペットの性格、クセ、近況など、新しい飼い主と気軽に連絡できるお付き合いを目指してください。
- 3) ペットが飼える住宅環境づくり(猫の場合、室内飼養をしてください)。
ペットを引き渡す場合、新しい飼い主のお宅に伺う方法を取れば、譲渡後の飼育環境を確認できます。
- 4) 家族全員の同意が必要です(動物アレルギーの家族はいませんか)。
ペットを飼った経験がない家族で、「子供が飼いたいと言っているので」という場合は、家族に動物アレルギーがないか確認しましょう。
- 5) 犬の場合、登録事項の変更と毎年狂犬病予防注射を実施し、鑑札と注射済票を装着します。(狂犬病予防法第 4 条及び第 5 条で規定されています)。
鑑札と注射済票を首輪に装着することは、飼い主明示でもあり、逸走時や災害発生時にも役立ちます。
ペットを飼うということは、家族が 1 人増えたと考えてください。
「ただ可愛いから」という安易な考えでは、飼う事ができません。
今 1 度、ペットを飼うということは、どういうことか、またどのような事を考えていかなければならないか考えてみてください。